



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 7月 6日 火曜日 第1572号

◇ 目 次 ◇

自衛官の募集.....	741
自衛官の採用試験.....	741
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	741
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	742
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	742
土地改良事業の工事完了の届出（12件）.....	743
土地改良事業の工事の完了（3件）.....	744
農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	744
解除予定保安林にする旨の通知（3件）.....	744
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	745
道路の供用開始（県道粟井浅海線）.....	745
道路の区域変更（一般国道440号）.....	745
開発行為に関する工事の完了.....	746
道路の位置の指定（2件）.....	746
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	746

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	747
-------------------------------	-----

争議行為の通知の公表..... 747

告 示

○愛媛県告示第1455号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の募集期間を次のとおり告示する。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

男子（平成16年度第3次分）

平成16年 8月 2日（月）から

9月 1日（水）まで

○愛媛県告示第1456号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、2等陸士として採用する陸上自衛官、2等海士として採用する海上自衛官及び2等空士として採用する航空自衛官の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成16年 9月 5日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 赤土 勇	ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯	平成15年 9月25日	平成16年 6月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1458号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4外	駐輪場の位置	ユニクロ北側（1か所）	ユニクロ北側（1か所）、レディ薬局東側（1か所）	平成16年6月28日	平成16年6月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1459号

松山市南高井土地改良区から許可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大割地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大割地区）計画書の写し
- (2) 松山市南高井土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年7月7日から8月4日まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1460号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大平小野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大平小野地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年7月7日から8月4日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第1461号

伊予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・尾崎天神池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・尾崎天神池地区）計画書の写し
- (2) 伊予市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年7月7日から8月4日まで

3 縦覧場所

伊予市役所

○愛媛県告示第1462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	池田地区	平成14年3月25日

○愛媛県告示第1463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	光下田地区	平成15年3月20日

○愛媛県告示第1464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	徳能地区	平成16年2月20日

○愛媛県告示第1465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、周桑郡丹原町北田野土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	杉又地区	平成16年3月15日

○愛媛県告示第1466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、東予園芸農業協同組合から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（区画整理）	高松上地区	平成15年3月25日

○愛媛県告示第1467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	汁谷地区	平成16年3月29日

○愛媛県告示第1468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	引野地区	平成16年3月29日

○愛媛県告示第1469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	朝立地区	平成16年 3月20日

○愛媛県告示第1470号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	垣生地区	平成16年 3月20日

○愛媛県告示第1471号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	周木地区	平成16年 3月15日

○愛媛県告示第1472号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、伊方町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ 農道）	仁田之浜地区	平成16年 3月23日

○愛媛県告示第1473号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、城辺町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（ かんがい排水）	土居地区	平成16年 3月26日

○愛媛県告示第1474号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
中山間地域総合整備事業（ 農業用排水）	中島地区	平成14年 1月31日

○愛媛県告示第1475号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
中山間地域総合整備事業（ 農道）	中島地区	平成15年 5月30日

○愛媛県告示第1476号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
中山間地域総合整備事業（ 農地防災）	中島地区	平成12年 6月 9日

○愛媛県告示第1477号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社	法第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事業	平成16年 6月28日

○愛媛県告示第1478号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成16年 7月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
温泉郡重信町大字山之内字古屋敷乙 676 の 2、乙 677 の 2、乙 678 の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1479号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字古味 10024 の 2（国有林。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村 10027 の 2、10028 の 2、10031 の 2（以上 3 筆国有林。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1480号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1482号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	北条市別府1084番 2 から 同市別府1055番 1 地先まで	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1483号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月6日

- 1 解除予定保安林の所在場所
喜多郡河辺村大字北平1225の 2、1225の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1481号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
喜多郡五十崎町大字古田乙 881 の 1、乙 881 の 2、乙 881 の 11から乙 881 の 13まで、乙 881 の 15から乙 881 の 19まで、乙 881 の 22、乙 881 の 31から乙 881 の 36まで、乙 881 の 38、乙 881 の 39、乙 881 の 47から乙 881 の 49まで、乙 881 の 52、乙 881 の 53、乙 881 の 55、乙 881 の 56、乙 881 の 70、大字大久喜乙 2 の 1、乙 2 の 7、乙 2 の 14、乙 2 の 15、乙 183
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び五十崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井字落出772番から 同大字字本村3160番まで	旧	メートル 4.5～248.0 11.5～98.0	キロメートル 3.465 2.985	
			新	11.5～98.0	2.985	

○愛媛県告示第1484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16四土（開）第6号 平成16年6月22日	四国中央市川之江町字梅ノ木293番6、293番7、294番1、294番4、 295番1、295番2、296番1、296番2、304番及び304番地先水路	香川県高松市勅使町540番地 平安商事株式会社 代表取締役 越智義則
16今局建（開）第4号 平成16年6月24日	越智郡朝倉村大字朝倉下乙79番2及び乙80番3	越智郡朝倉村大字朝倉下甲309番地3 有限会社 田窪組 代表取締役 田窪 浩
16西局丹土（開）第6号 平成16年6月25日	東予市壬生川616番1	東予市壬生川425番地の3 一色 廣子

○愛媛県告示第1485号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
四国中央市金生町山田井字南サコ 346番4及び346番5
並びに346番5地先農道
- 申請人の住所氏名
四国中央市金生町山田井 231番地
白川 富枝
- 図面省略

○愛媛県告示第1486号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
伊予郡砥部町重光 107番2
- 申請人の住所氏名
松山市道後町二丁目3番4号
株式会社松平不動産
代表取締役 松平 定理
- 図面省略

○愛媛県告示第1487号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
三第 22号	四国中央市三島宮川四丁目6 番53号	四国中央食品衛生協会	売りさばき人 四国中央市三島宮川四丁目6番53 号 四国中央食品衛生協会	売りさばき人 四国中央市三島宮川四丁目6番53 号 宇摩食品衛生協会	平成16年 5月20日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月25日	特定非営利活動法人 エコロ ジネットワーク協議会	金 城 正 信	愛媛県松山市北吉田町350番地 1	この法人は、不特定かつ多数の市民に対して、環境保全に関する思想の普及と意識の高揚並びに調査研究を実施し、国内外のネットワーク化を図りながら子供の健全育成及びまちづくりの推進に関する事業を行い、豊かで充実した生活の出来る社会づくりに寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成16年6月25日あったので公表する。

平成16年7月6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成16年度夏季一時金に関する事項・その他
- 2 日時 平成16年7月9日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲 786 番地13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

